

被扶養者認定申告書の添付書類一覧

- 普通認定(扶養手当該当)申請の添付書類(申告書以外の書類)は、事実発生日がわかる書類と普通認定申請に係る確認書になりますが、配偶者及び子以外は、認定申請理由書も添付してください。
- 特別認定(扶養手当非該当)申請は、「認定の事例」及び「被扶養者の申告に必要な書類・夫婦共同扶養確認のための証明書類」を参考に、被扶養者の状況に応じて「特別認定(扶養手当非該当)被扶養者の申告に必要な証明書類」を提出してください。
- 被扶養者認定申告書の添付書類一覧は参考です。共済組合で必要と認めた場合、これ以外に書類を求めることがあります。

注意【 共済組合員申告書(被扶養者) 】は必ず提出です。

《 普通認定(扶養手当該当)被扶養者の申告に必要な証明書類 》

全 員 提 出 申告書と併せて右記書類を提出のこと	・事実発生日がわかる書類 ・マイナンバーがわかる書類の写 (MN カードの裏面の写し、MN 入り住民票の写し 等) ・普通認定申請に係る確認書(事務担当者記入)(ただし、出生の場合は不要)
被扶養者の状況に応じて提出	認定の事例を参照

《 特別認定(扶養手当非該当)被扶養者の申告に必要な書類 》

全 員 提 出 申告書と併せて右記書類を提出のこと	・特別認定申請理由書(共済様式) ・世帯全員の住民票(マイナンバー入り)(MN 未記載の場合は MN カードの写し等を提出)) ・戸籍謄本(戸籍全部事項証明)
被扶養者の状況に応じて該当の書類を全て提出	18歳以上の者 (19歳以下の学生は必要なし) 所得証明書 ※収入金額及び所得の種類ごとの記載があるものを取得のこと。 (収入金額の記載がない証明書と児童手当用所得証明書は不可)
	20歳以上60歳未満の 配偶者(ただし組合員は 65 歳未満) 国民年金第3号被保険者関係届 及び基礎年金番号がわかる書類の写 ⑪の配偶者加入制度【一般組合員:36. 地方公務員共済組合】 【短期組合員:31. 厚生年金保険・健康保険】に○のこと
	離職した者 雇用保険加入者 ⇒離職票1. 2又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(離職票交付を希望しなかった場合)の写 雇用保険非加入者 ⇒退職日がわかる書類(退職証明書等)及び、雇用保険料の控除がないことを確認する書類(給与明細書等)の写 ※公務員は、発令の写のみの提出でよい 傷病手当金を受給中又は受給予定のある者 ⇒受給金額がわかる書類

被扶養者の状況に応じて該当の書類を全て提出	パート・アルバイト等による給与収入がある者	直近3か月分の収入(交通費込み)がわかる書類(給与明細書の写等)									
	事業所得、営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得、譲渡所得等の所得がある者	確定申告書及び、収支内訳書(決算書)等の写									
	大学院、大学及び昼間の各種学校、専門学校、予備校の学生	在学証明書 (ただし、所得証明書及び収入がわかる書類を提出している場合は 不要)									
	年金受給者	現在受給している年金額がわかる書類(年金振込通知書の写等) ※複数の年金を受給している場合は、それぞれの年金額がわかる書類を提出(遺族年金、障害年金等 含む)									
	私的年金等による収入がある者	個人年金(注1)、財形年金、企業年金等の現在受給している年金額がわかる書類(年金振込通知書の写等) 「(参考)所得の考え方について※1」を参照									
	修行中の者	修行先の証明書 (ただし、所得証明書及び収入がわかる書類を提出している場合は 不要)									
	病気・障害等で就労不能の者	診断書又は障害者手帳の写 (ただし、所得証明書及び収入がわかる書類を提出している場合は 不要)									
	別居している被扶養者(配偶者・子を除く)	送金の事実を明らかにする書類 (1年分の送金振込の預貯金通帳の写、金融機関発行の送金受領書の写、現金為替受領書の写のいずれかひとつ。ただし、振込者と受取者の氏名が確認できるものに限る。)									
組合員の親を被扶養者とする場合 ※扶養義務との関係で他の扶養義務者の収入・扶養の実態により、認定できない場合があります。(組合員と他の扶養義務者のどちらによって、生計を維持しているのかを総合的に判断します。) (父母のいずれか一方のみを被扶養者とする場合のみ) 父母の配偶者の有無に応じて以下の書類を提出、特別認定申請理由書にも状況を記入のこと <u>配偶者あり</u> ⇒・扶養の実態についての申立書(配偶者より) ・配偶者の所得証明書(年金受給者は年金振込通知書の写、配偶者に事業所得等がある場合確定申告書及び、収支内訳書の写) <u>配偶者なし</u> ⇒遺族年金を受給している場合は、年金振込通知書の写 組合員に兄弟がいる場合、以下の書類を提出、特別認定申請理由書にも状況を記入のこと 同居区分に応じて、上記配偶者ありと同様の書類を提出。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>兄弟と被扶養者が同居</td><td>兄弟と被扶養者が別居</td></tr> <tr> <td>組合員と被扶養者が同居</td><td>要提出</td><td>提出不要</td></tr> <tr> <td>組合員と被扶養者が別居</td><td>要提出</td><td>要提出</td></tr> </table>				兄弟と被扶養者が同居	兄弟と被扶養者が別居	組合員と被扶養者が同居	要提出	提出不要	組合員と被扶養者が別居	要提出	要提出
	兄弟と被扶養者が同居	兄弟と被扶養者が別居									
組合員と被扶養者が同居	要提出	提出不要									
組合員と被扶養者が別居	要提出	要提出									

(注1) 銀行や生命保険会社で加入している〇〇年金等の収入も、個人年金に含まれます。

(ただし、一括で受取る場合は除く)

被扶養者の状況に応じて該当の書類を全て提出	外国に居住している者	事由に応じて、以下の書類を提出。	
		事由	添付書類
		① 外国において留学している学生	ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等の写
		② 外国に赴任している組合員に同行している者	ビザ、海外赴任辞令、官職と記載のあるパスポート、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写
		③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航している者	ビザ、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写
		④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写

《 夫婦共同扶養確認のための証明書類 》

夫婦共同で被扶養者を扶養している場合、組合員が主たる扶養者であることを確認する必要があります。下表の書類により夫婦の収入を比較した際に、組合員の収入が配偶者の収入の9割以上となった場合に、被扶養者認定が可能です。

- ① 特別認定申請の場合には共済組合への提出が必要です。
 ② 夫婦ともに公立学校共済組合員又は配偶者が被扶養者の場合は、提出不要です。

	組合員	配偶者				その他	夫婦共同扶養に関する収入比較表
	源泉徴収票 又は 所得証明書	所得証明書	収支内訳書 及び 確定申告書	雇用契約に関する 証明書	年金振込通知等		
配偶者が給与所得者の場合	○	○		△※1		※2	○
配偶者が年金受給者の場合	○	○			○		○
配偶者が自営業者等 (上記以外の所得者)の場合	○	○	○				○

※1 配偶者が勤務し始めたばかりで、所得証明書の収入で比較ができない場合は「雇用契約に関する証明書」を提出してください。

※2 育児休業中で前年度収入がなかった等の理由により所得証明書や源泉徴収票記載の金額による比較ができない場合は、就労していたと仮定した際の「収入見込表」を添付してください。

※3 複数の所得者に該当する場合は、それぞれの項目に記載された証明書類を全て提出してください。

認 定 の 事 例

注) 事実発生日から所属所受付が30日を超えた場合は、所属所受付日が認定日となります。

事例には、おおむね必要となる提出書類が記載されています。状況により下記以外に必要な書類をいただくことがあります。

共済組合員申告書(被扶養者)に
併せて各事例の添付書類を提出

申告事由:退職

《事例1》 離職した場合

(事実発生日:退職日の翌日)

普通認定の場合

- (1) 退職した日がわかる書類の写(離職票など) (2) 普通認定申請に係る確認書(事務担当者記入)
- (3) マイナンバーがわかる書類の写 (H30. 1. 1 以降当組合に加入歴がある者は提出不要)
- (4) (20歳～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写

3号関係届の ①配偶者加入制度【一般組合員は 36. 地方公務員共済組合】【短期組合員は 31. 厚生年金保険・健康保険】に○のこと

特別認定の場合

- (1) 特別認定申請理由書(共済様式)
※「3. 被扶養者の収入について」の今後の収入見込「⑤雇用保険の基本手当」チェック欄のいずれかに、必ずチェックをしてください。
※「6. 組合員が主として扶養している状況について」の「被扶養者の所得や生活状況」欄に、認定を受けようとする状況(○月○日に退職した)及び、現在の状況(無職無収入、就職の予定がない、就職活動中、○月より年金受給開始の予定等)を記入して下さい。
- (2) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明) H30. 1. 1 以降当組合に加入歴がある者は MN なしを提出のこと
- (3) 世帯全員の住民票(マイナンバー入り)(MN 未記載の場合は MN カードの写し等を別途提出)
- (4) 所得証明書(事業所得等がある場合は、確定申告書(収支内訳書又は決算書を含む)の写)
- (5) 雇用保険加入者の場合
離職票1. 2又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(離職票交付を希望しなかった場合)の写
雇用保険非加入者の場合
退職日がわかる書類(退職証明書等)及び、雇用保険料の控除がないことを確認する書類(給与明細書等)の写
※公務員は、発令の写のみの提出でよい
- (6) ≪夫婦共同扶養確認のための証明書類≫を参照
- (7) (20歳～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写
3号関係届の ①配偶者加入制度【一般組合員は 36. 地方公務員共済組合】【短期組合員は 31. 厚生年金保険・健康保険】に○のこと
- (8) 他、≪特別認定(扶養手当非該当)被扶養者の申告に必要な書類≫を参照

申告事由:出生

《事例2》子どもの出生の場合

(事実発生日:出生日)

普通認定の場合

- (1) 住民票の写(コピー)(マイナンバー入り) … (原本の提出は不要)

※ 普通認定申請に係る確認書は、不要。

特別認定の場合

- (1) 特別認定申請理由書(共済様式)

※「6. 組合員が主として扶養している状況について」の「他の扶養義務者が扶養できない理由」欄を必ず記入して下さい。

※「組合員が扶養している状況」欄に、扶養手当非該当となった理由(育休中のため扶養手当非該当等)及び、組合員が扶養している状況(配偶者よりも組合員の収入の方が多く、組合員が主たる扶養者である等)を記入してください。

- (2) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明)

- (3) 住民票 (マイナンバー入り)

- (4) ≪夫婦共同扶養確認のための証明書類≫を参照

申告事由:組合員資格取得

《事例3》組合員の資格取得に伴い被扶養者の申告をする場合(前日まで被扶養者であった者)

⇒ 事例3は、組合員資格取得日の前日まで被扶養者であった者の場合です。(国民健康保険加入者であった者も含む)

新たに被扶養者になる場合は、申告事由はその状況に応じた事由を選択し、状況に沿った事例を参照してください。

(事実発生日:組合員資格を取得した日)

組合員が転入してきた者・公立学校共済の任意継続組合員から組合員になった者

(他支部、市町村職員共済組合、警察職員共済組合、国家公務員共済組合から引続き転入してきた者。地方職員共済組合から引続き転入してきた者の場合は(3)のみ提出のこと。)

普通認定の場合

- (1) 普通認定申請に係る確認書(事務担当者記入)

- (2) マイナンバーがわかる書類の写 (H30.1.1以降当組合に加入歴がある者は提出不要)

- (3) (20～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写

3号関係届の ⑪配偶者加入制度【一般組合員は36.地方公務員共済組合】【短期組合員は31.厚生年金保険・健康保険】に○のこと

特別認定の場合

- (1) 次の①又は②(引続きの認定であることを確認するため)

① 健康保険の資格喪失証明書 又は

② 加入していた健康保険の資格情報のお知らせ(被扶養者分)の写

- (2) マイナンバーがわかる書類の写 (H30.1.1以降当組合に加入歴がある者は提出不要)

- (3) (20～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写

3号関係届の ⑪配偶者加入制度【一般組合員は36.地方公務員共済組合】【短期組合員は31.厚生年金保険・健康保険】に○のこと

上記以外の者

(新採用者等、臨時的任用職員として組合員資格を取得する者等)

普通認定の場合

- (1) 普通認定申請に係る確認書(事務担当者記入)
- (2) マイナンバーがわかる書類の写 (H30.1.1以降当組合に加入歴がある者は提出不要)
- (3) (20～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写

3号関係届の⑪配偶者加入制度【一般組合員は36.地方公務員共済組合】【短期組合員は31.厚生年金保険・健康保険】に○のこと

特別認定の場合

- (1) 特別認定申請理由書(共済様式)

※「6. 組合員が主として扶養している状況について」の「被扶養者の所得や生活状況」欄に、認定を受けようとする状況(これまでも被扶養者であった)及び、現在の状況(学生でアルバイトはしておらず、無収入等)を記入してください。

- (2) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明) H30.1.1以降当組合に加入歴がある者はMNなしを提出のこと

- (3) 世帯全員の住民票(マイナンバー入り)(MN未記載の場合はMNカードの写し等を別途提出))

- (4) 次の①又は② (引続きの認定であることを確認するため)

① 健康保険の資格喪失証明書 又は

② 加入していた健康保険の資格情報のお知らせ(被扶養者分)の写 (国民健康保険加入者は提出不要)

- (5) ≪夫婦共同扶養確認のための証明書類≫を参照

- (6) (20～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写

3号関係届の⑪配偶者加入制度【一般組合員は36.地方公務員共済組合】【短期組合員は31.厚生年金保険・健康保険】に○のこと

- (7) 他、≪特別認定(扶養手当非該当)被扶養者の申告に必要な書類≫を参照

申告事由:婚姻

《事例4》婚姻等により配偶者を被扶養者として申告する場合

(事実発生日:婚姻日)

普通認定の場合

- (1) 戸籍謄本の写(抄本も可)(婚姻日の確認のため) (2) 普通認定申請に係る確認書(事務担当者記入)
- (3) マイナンバーがわかる書類の写 (H30.1.1以降当組合に加入歴がある者は提出不要)
- (4) (20歳～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写

3号関係届の⑪配偶者加入制度【一般組合員は36.地方公務員共済組合】【短期組合員は31.厚生年金保険・健康保険】に○のこと

特別認定の場合

- (1) 特別認定申請理由書(共済様式)

※「6. 組合員が主として扶養している状況について」の「被扶養者の所得や生活状況」欄に、認定を受けようとする状況(○月○日に婚姻)及び、現在の状況(無職無収入、就職活動中、就職の意思はない等)を記入してください。

- (2) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明) H30.1.1以降当組合に加入歴がある者はMNなしを提出のこと

- (3) 世帯全員の住民票(マイナンバー入り)(MN未記載の場合はMNカードの写し等を別途提出))

- (4) 所得証明書(事業所得等がある場合は、確定申告書(収支内訳書又は決算書を含む)の写)

- (5) 健康保険の資格喪失証明書 (国民健康保険加入者は提出不要)

- (6) パート・アルバイトがある場合は、直近3カ月分の収入がわかる書類(給与明細書の写等)

- (7) 離職して婚姻の場合は、《事例1》の(5)を参照
- (8) (20歳～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写

3号関係届の ①配偶者加入制度【一般組合員は36. 地方公務員共済組合】【短期組合員は31. 厚生年金保険・健康保険】に○のこと
- (9) 他、《特別認定(扶養手当非該当)被扶養者の申告に必要な書類》を参照

申告事由:収入の減少

《事例5-1》雇用契約が変わり、収入が限度額内となったため、被扶養者として申告する場合

(事実発生日:健康保険の資格喪失日)

普通認定の場合

- (1) 健康保険の資格喪失証明書 (国民健康保険加入者は提出不要)
- (2) 普通認定申請に係る確認書(事務担当者記入)
- (3) マイナンバーがわかる書類の写 (H30.1.1以降当組合に加入歴がある者は提出不要)
- (4) (20歳～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写

3号関係届の ①配偶者加入制度【一般組合員は36. 地方公務員共済組合】【短期組合員は31. 厚生年金保険・健康保険】に○のこと

特別認定の場合

- (1) 特別認定申請理由書(共済様式)

※「6. 組合員が主として扶養している状況について」の「被扶養者の所得や生活状況」欄に、認定を受けようとする状況(雇用条件が変わり健康保険の資格を喪失した等)及び、現在の状況(収入が減少し、今後1年間の総収入見込が130万円未満である等)を記入してください。

- (2) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明) H30.1.1以降当組合に加入歴がある者は MN なしを提出のこと
- (3) 世帯全員の住民票(マイナンバー入り) (MN 未記載の場合は MN カードの写し等を別途提出))
- (4) 所得証明書(事業所得等がある場合は、確定申告書(収支内訳書又は決算書を含む)の写)
- (5) 健康保険の資格喪失証明 (国民健康保険加入者は提出不要)
- (6) 新しい雇用条件がわかる書類
- (7) 《夫婦共同扶養確認のための証明書類》を参照
- (8) (20歳～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写

3号関係届の ①配偶者加入制度【一般組合員は36. 地方公務員共済組合】【短期組合員は31. 厚生年金保険・健康保険】に○のこと

- (9) 他、《特別認定(扶養手当非該当)被扶養者の申告に必要な書類》を参照

《事例5-2》個人事業主で確定申告したところ、収入が限度額内であったため、 被扶養者として申告する場合 (国保加入者)

(事実発生日:確定申告をした日)

普通認定の場合

- (1) 確定申告書(収支内訳書又は決算書を含む)の写 (2) 普通認定申請に係る確認書(事務担当者記入)
- (3) マイナンバーがわかる書類の写 (H30.1.1以降当組合に加入歴がある者は提出不要)
- (4) (20歳～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写

3号関係届の ①配偶者加入制度【一般組合員は36. 地方公務員共済組合】【短期組合員は31. 厚生年金保険・健康保険】に○のこと

特別認定の場合

(1) 特別認定申請理由書(共済様式)

※「6. 組合員が主として扶養している状況について」の「被扶養者の所得や生活状況」欄に、認定を受けようとする状況(確定申告し収入が限度額内だったため等)を記入してください。

(2) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明)

H30. 1. 1 以降当組合に加入歴がある者は MN なしを提出のこと

(3) 世帯全員の住民票(マイナンバー入り)(MN 未記載の場合は MN カードの写し等を別途提出))

(4) 確定申告書(収支内訳書又は決算書を含む)

(5) ≪夫婦共同扶養確認のための証明書類≫を参照

(6) (20歳～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写

3号関係届の ①配偶者加入制度【一般組合員は 36. 地方公務員共済組合】【短期組合員は 31. 厚生年金保険・健康保険】に○のこと

(7) 他、≪特別認定(扶養手当非該当)被扶養者の申告に必要な書類≫を参照

《事例5-3》パート、アルバイト収入が3ヶ月連続して108,334円以上になり取消をしたが、
3ヶ月連続して限度額内であったため、被扶養者として申告する場合 (国保加入者)

(事実発生日:直近の場合は3か月目の給与支給日の翌日 他は所属所受付日)

普通認定の場合

(1) 過去3ヶ月続けて限度額内であることがわかる書類(給与明細書の写等)

(2) 普通認定申請に係る確認書(事務担当者記入)

(3) マイナンバーがわかる書類の写 (H30. 1. 1 以降当組合に加入歴がある者は提出不要)

(4) (20歳～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写

3号関係届の ①配偶者加入制度【一般組合員は 36. 地方公務員共済組合】【短期組合員は 31. 厚生年金保険・健康保険】に○のこと

特別認定の場合

(1) 特別認定申請理由書(共済様式)

※「6. 組合員が主として扶養している状況について」の「被扶養者の所得や生活状況」欄に、認定を受けようとする状況(3ヶ月連続して限度額を超えたため○年○月○日に認定取消となったが、その後○月～○月3ヶ月連続して限度額を超えていない等)及び、現在の状況(大学在学中、限度額内でアルバイト勤務等)を記入してください。

(2) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明)

H30. 1. 1 以降当組合に加入歴がある者は MN なしを提出のこと

(3) 世帯全員の住民票(マイナンバー入り)(MN 未記載の場合は MN カードの写し等を別途提出))

(4) 所得証明書(事業所得等がある場合は、確定申告書(収支内訳書又は決算書を含む)の写)

(5) 過去3ヶ月続けて限度額内であることがわかる書類(給与明細書の写等)

(6) ≪夫婦共同扶養確認のための証明書類≫を参照

(7) (20歳～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写

3号関係届の ①配偶者加入制度【一般組合員は 36. 地方公務員共済組合】【短期組合員は 31. 厚生年金保険・健康保険】に○のこと

(8) 他、≪特別認定(扶養手当非該当)被扶養者の申告に必要な書類≫を参照

申告事由:雇用保険受給終了

《事例6》雇用保険受給が終了した場合 (国保加入者)

(事実発生日:雇用保険受給終了日の翌日)

普通認定の場合

- (1) 雇用保険受給資格者証の写(表・裏) (2) 普通認定申請に係る確認書(事務担当者記入)
 - (3) マイナンバーがわかる書類の写 (H30.1.1以降当組合に加入歴がある者は提出不要)
 - (4) (20歳～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写
- 3号関係届の ①配偶者加入制度【一般組合員は36. 地方公務員共済組合】【短期組合員は31. 厚生年金保険・健康保険】に○のこと

特別認定の場合

- (1) 特別認定申請理由書(共済様式)
※「6. 組合員が主として扶養している状況について」の「被扶養者の所得や生活状況」欄に、認定を受けようとする状況(雇用保険受給が終了)、現在の状況(無職無収入等)、今後の予定(等)を記入してください。
 - (2) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明) H30.1.1以降当組合に加入歴がある者はMNなしを提出のこと
 - (3) 世帯全員の住民票(マイナンバー入り)(MN未記載の場合はMNカードの写し等を別途提出)
 - (4) 所得証明書(事業所得等がある場合は、確定申告書(収支内訳書又は決算書を含む)の写)
 - (5) 雇用保険受給資格者証の写(表・裏)
 - (6) ≪夫婦共同扶養確認のための証明書類≫を参照
 - (7) (20歳～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写
- 3号関係届の ①配偶者加入制度【一般組合員は36. 地方公務員共済組合】【短期組合員は31. 厚生年金保険・健康保険】に○のこと
- (8) 他、≪特別認定(扶養手当非該当)被扶養者の申告に必要な書類≫を参照

申告事由:扶養替え

《事例7-1》子どもの扶養替えの場合

(事実発生日:健康保険の資格喪失日又は、所属所受付日)

普通認定の場合

H30.1.1以降当組合に加入歴がある者は提出不要

- (1) 普通認定申請に係る確認書(事務担当者記入) (2) マイナンバーがわかる書類の写
- (3) 次の①(配偶者の健康保険を先に抜ける場合)又は、②(共済組合に先に加入する場合)
① 健康保険の資格喪失証明書(組合員同士は不要) ※国民健康保険加入者は、上記(1)(2)のみ提出
② 申立書(例:夫の保険者から、私の収入の方が多いため扶養替えをするように言われました。先に共済組合に加入するよう指示があったため、子を私の被扶養者にするよう所属所受付日からの認定をお願いします。等)

特別認定の場合

- (1) 特別認定申請理由書(共済様式)
※「6. 組合員が主として扶養している状況について」の「被扶養者の所得や生活状況」欄に、認定を受けようとする状況(扶養替えの理由等)及び、現在の状況(大学院に在学中。アルバイトをしているが、収入は限度額内。等)を記入してください。
- (2) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明) H30.1.1以降当組合に加入歴がある者はMNなしを提出のこと
- (3) 世帯全員の住民票(マイナンバー入り)(MN未記載の場合はMNカードの写し等を別途提出)
- (4) 上記 普通認定 (3)と同じ (5) ≪夫婦共同扶養確認のための証明書類≫を参照
- (6) 他、≪特別認定(扶養手当非該当)被扶養者の申告に必要な書類≫を参照

《事例7-2》 父が退職したため、両親(同居)を被扶養者として申告する場合

(事実発生日: 父親の退職日の翌日(母が父の被扶養者であった場合))

普通認定の場合

- (1) 認定申請理由書(共済様式) ※記入例を参考にすべての項目を記入してください。
- (2) 健康保険の資格喪失証明書(喪失日と母が被扶養者であったことを確認するため)
- (3) 普通認定申請に係る確認書(事務担当者記入)
- (4) マイナンバーがわかる書類の写 (H30. 1. 1以降当組合に加入歴がある者は提出不要)

特別認定の場合

- (1) 特別認定申請理由書(共済様式)
 - ※「5. 組合員以外の扶養義務者について」を必ず記入してください。
 - ※「6. 組合員が主として扶養している状況について」
 - ・「被扶養者の所得や生活状況」欄に、認定を受けようとする状況(父が退職し、父とその被扶養者だった母が健康保険の資格を喪失した等)及び、現在の状況(無職無収入、年金を受給している等)を記入してください。
 - ・「他の扶養義務者が扶養できない理由」「組合員が扶養している状況」欄を必ず記入してください。
- (2) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明)(組合員との続柄がわかるもの。組合員の兄弟の有無がわかるもの。)
- (3) 世帯全員の住民票(マイナンバー入り)(MN未記載の場合はMNカードの写し等を別途提出))
- (4) 所得証明書(父母分)、(事業所得等がある場合は、確定申告書(収支内訳書又は決算書を含む)の写)
- (5) 年金改定通知書等の写(最新の年額がわかるもの) ※障害年金等についても必要
- (6) 私的年金受給額が確認できる書類の写(個人・財形・企業年金等の最新の年額がわかるもの)
- (7) 健康保険の資格喪失証明書(父が組合員の場合は不要)
- (8) 離職票等の写(詳細は、事例1の(5)を参照)
- (9) 組合員の兄弟等の扶養に関する申立書(任意様式)(同居区分が組合員と同条件の場合)
- (10) ≪夫婦共同扶養の確認ための証明書類≫を参照
- (11) 他、≪特別認定(扶養手当非該当)被扶養者の申告に必要な書類≫を参照

《事例7-3》 母の配偶者が死亡したため、母(別居)を被扶養者として申告する場合

(事実発生日: 父親の死亡日の翌日)

普通認定の場合

- (1) 認定申請理由書(共済様式) ※記入例を参考にすべての項目を記入してください。
- (2) 戸籍謄本の写又は住民票の写(父の死亡日を確認するため)
- (3) 普通認定申請に係る確認書(事務担当者記入)
- (4) マイナンバーがわかる書類の写 (H30. 1. 1以降当組合に加入歴がある者は提出不要)

特別認定の場合

- (1) 特別認定申請理由書(共済様式)
 - ※「4. 別居の場合の送金計画について」欄に、送金額を記入してください。
 - ※「5. 組合員以外の扶養義務者について」を必ず記入して下さい。
 - ※「6. 組合員が主として扶養している状況について」

・「被扶養者の所得や生活状況」欄に、認定を受けようとする状況(母を扶養していた父が亡くなった)

及び、現在の状況(年金を受給している、遺族年金は受給していない等)を記入してください。

・「他の扶養義務者が扶養できない理由」「組合員が扶養している状況」欄を必ず記入してください。

(2) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明)(組合員との続柄がわかるもの)

(3) 住民票(母の世帯の全員分)(マイナンバー入り)(MN 未記載の場合は MN カードの写し等を別途提出)

(4) 所得証明書、(事業所得等がある場合は、確定申告書(収支内訳書又は決算書を含む)の写)

(5) 健康保険の資格喪失証明書(国民健康保険加入者は提出不要)

(6) 年金改定通知書等の写(最新の年額がわかるもの)

※非課税のため所得証明書に記載されない遺族・障害年金等についても必要

(7) 私的年金受給額が確認できる書類の写(個人・財形・企業年金等の最新の年額がわかるもの)

(8) 組合員の兄弟等の扶養に関する申立書(任意様式)

(9) 送金の事実を明らかにする書類

(通帳又は現金送付証明書、為替領収書の写(振込者と受取者の氏名が確認できるものに限る。))

ただし、これから送金の場合は送金計画書(今後いつくら送金するかを明記、事実発生月より1年分)

※被扶養者の全収入(送金額含む)の1/3以上の送金が必要。送金額の算出方法：送金年額 ≥ 被扶養者の年額全収入 ÷ 3

(10) ≪夫婦共同扶養確認のための証明書類≫を参照

(11) 他、≪特別認定(扶養手当非該当)被扶養者の申告に必要な書類≫を参照

申告事由:その他⇒要件を備えていたため

《事例8-1》認定するための事実が発生したのではなく、30日以上前から要件を備えており、
被扶養者の申告を希望した場合(国保加入者)

(事実発生日:所属所受付日)

普通認定の場合

(1) 配偶者、子以外の場合は、認定申請理由書 (2) 普通認定申請に係る確認書(事務担当者記入)

(3) マイナンバーがわかる書類の写(H30.1.1以降当組合に加入歴がある者は提出不要)

(4) (20歳～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写

3号関係届の⑪配偶者加入制度【一般組合員は36.地方公務員共済組合】【短期組合員は31.厚生年金保険・健康保険】に○のこと

※所属所長が認めた場合、実際の事実発生日に遡ることができます。該当者がいる場合は、連絡してください。

特別認定の場合

(1) 特別認定申請理由書(共済様式)

※「6. 組合員が主として扶養している状況について」の「被扶養者の所得や生活状況」欄に、認定を受けようとする状況(○年○月○日から、○○の理由により被扶養者の要件を備えていたが、これまで被扶養者認定の申請をしていなかった。等)及び、現在の状況(大学院生、アルバイト有無や収入状況、年金受給の状況等)を記入してください。

(2) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明)

H30.1.1以降当組合に加入歴がある者はMNなしを提出のこと

(3) 世帯全員の住民票(マイナンバー入り)(MN 未記載の場合は MN カードの写し等を別途提出)

(4) ≪夫婦共同扶養の確認のための証明書類≫を参照

(5) (20歳～60歳未満の配偶者の場合) 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号がわかる書類の写

3号関係届の⑪配偶者加入制度【一般組合員は36.地方公務員共済組合】【短期組合員は31.厚生年金保険・健康保険】に○のこと

※所属所長が認めた場合、実際の事実発生日に遡ることができます。該当者がいる場合は、連絡してください。

(6) 他、≪特別認定(扶養手当非該当)被扶養者の申告に必要な書類≫を参照